

## 三位一体改革の概要（自然公園等事業について）

三位一体改革に伴い、国立・国定公園等の整備における国と地方の役割分担が次のとおり明確化され、これに伴い自然公園等整備費補助が廃止されることとなった。

国立公園の整備については、国による直轄事業費の拡充が図られた。  
地方の行う国定公園等の整備を支援するため、自然環境整備交付金が創設された。

都道府県立自然公園等の整備事業については廃止されることとなった。

### 1 国立公園等整備費（拡充） 90億円（73億円）

うち国立公園分 78億円（61億円）

国立公園における風致を維持する必要性が高い地域の公園事業、  
集団施設地区に係る公園事業、自然再生事業及び貴重な動植物を保護  
するための公園事業等について、国が直轄整備するために必要な  
経費が拡充された。

#### < 直轄事業の対象 >

- (1) 風致を維持する必要性が高い地域における公園事業  
特別保護地区、第1種特別地域及び海中公園地区で行われる事業（これらの  
地域に到達する歩道等、密接に関係する周辺地域の事業を含む）
- (2) 集団施設地区に係る公園事業  
集団施設地区に係る事業（案内標識等、密接に関係する周辺地域の事業を含  
む）
- (3) その他、特別に保護する必要がある地域、動植物に係る公園事業等  
自然再生事業  
絶滅危惧種、天然記念物等貴重な動植物の保護増殖のために必要な植  
生復元施設及び動物繁殖施設  
国立公園内の長距離自然歩道  
多数の利用者（日最大2千人以上）への対応として特に整備が必要な  
歩道、園地

### 2 自然環境整備交付金（新規） 14億円（0億円）

国と地方の協力のもとで、自然とのふれあいの場の整備や自然環  
境の保全・再生を推進するため、地方の行う国定公園の整備、国指  
定鳥獣保護区における自然再生事業及び長距離自然歩道の整備を支  
援するための自然環境整備交付金が創設された。

### 3 自然公園等整備費補助（廃止） 0億円（45億円）

国立・国定公園等の公園事業における国と地方の役割分担の明確  
化に伴い廃止。

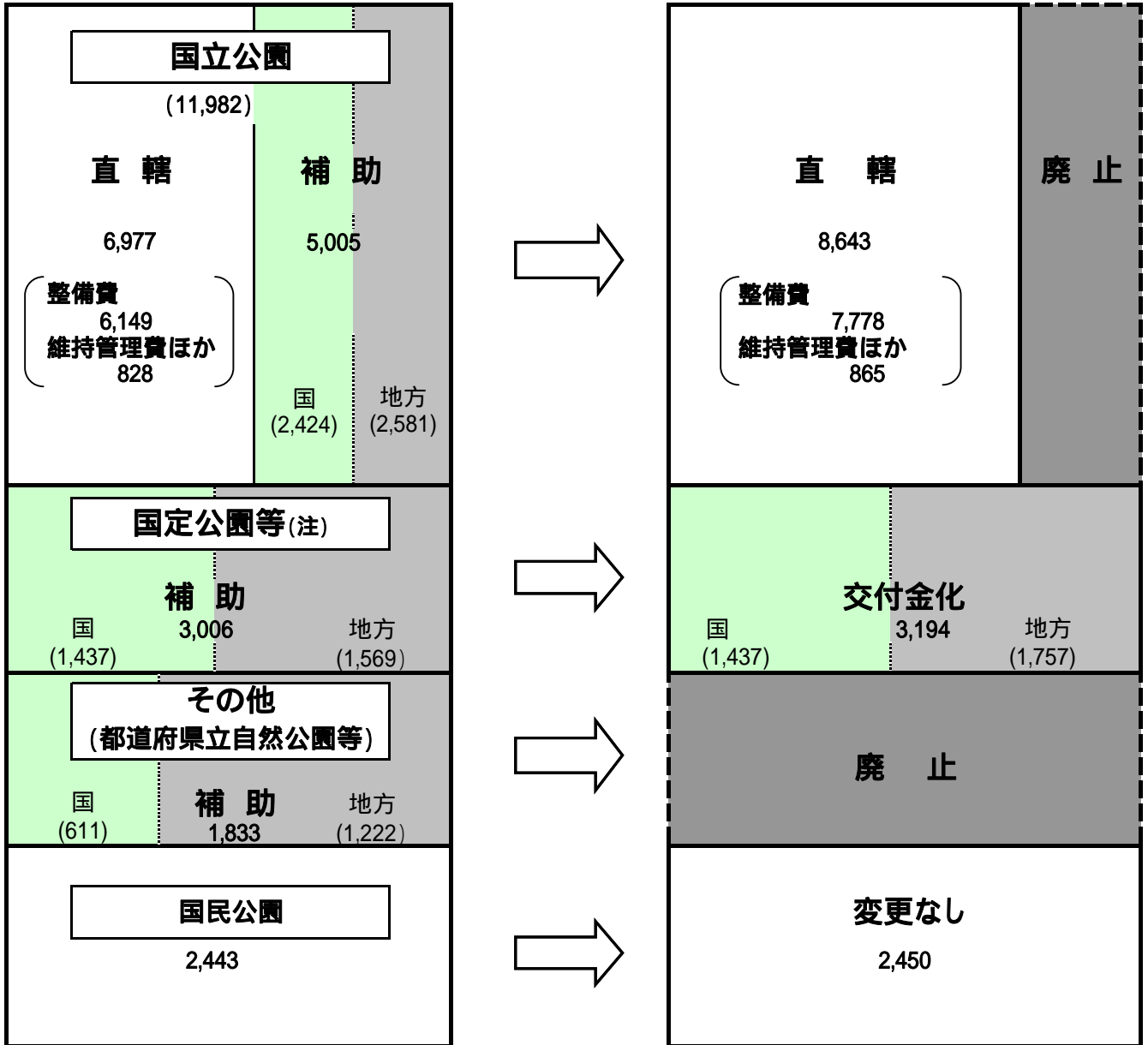
# 自然公園等事業費の改革概要(単位:百万円)

平成16年度予算 13,893

(総事業費:19,265)

平成17年度予算(案) 12,531

(総事業費:14,288)



(注) 国定公園等には国が設定する長距離自然歩道等の事業を含む。